

「未利用口座管理手数料及び自動解約」の対象口座の拡大に係るお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

当金庫では、令和3年4月1日以降に開設いただいた全ての普通預金口座および貯蓄預金口座につきましては、口座の不正利用防止等の観点から、長期間ご利用のない場合には「未利用口座管理手数料」および「自動解約」の対象とさせていただきます。

この度、令和3年3月31日以前に開設された普通預金口座および貯蓄預金口座につきましても、長期間ご利用のない場合には「未利用口座管理手数料」および「自動解約」の対象とさせていただきますこととなりました。

今後ともお客様へのサービス維持・向上に努めてまいりますので何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

未利用口座管理手数料及び口座の自動解約等について

1. 未利用口座管理手数料対象口座

	対 象 口 座	基 準 日
変更前	令和3年4月1日以降に開設された口座	令和3年4月1日
変更後	令和3年4月1日以降に開設された口座	令和3年4月1日
	令和3年3月31日以前に開設された口座	令和4年10月1日

2. 未利用口座管理手数料概要

対象となる口座	普通預金口座（無利息型普通預金を含む）及び貯蓄預金口座。
未利用口座となる口座	<ul style="list-style-type: none"> 最後のお取引（お預入れ、払戻し）から2年以上、一度もお取引がなく残高が10,000円未満の口座が対象となります。但し、当該口座へのお利息入金及び本件手数料の引落しはお取引に含まれません。 紛失などによりご利用が停止されている口座。
対象外となる口座等	<ul style="list-style-type: none"> 預金残高が10,000円以上の口座。 当金庫で、借入（カードローンを含む）がある場合。 当金庫で、定期預金、定期積金、財形預金、投資信託、国債、生命保険等の取引が1円以上ある場合。
未利用口座に対する取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 対象口座をお持ちのお客さまには、事前に文書にてお届けのご住所に「ご案内」を通知させていただきます（ご案内が延着または到着しなかった場合でも到着したものとみなします）。 通知後、2か月経過後も、お取引またはご解約がない場合に、本手数料を引落しいたします。 残高不足により本手数料の引落しができなかった場合、残高全額を本手数料の一部として引落し、当該口座を自動的に解約いたします。
未利用口座管理手数料	<ul style="list-style-type: none"> 年間1,320円（税込）